

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要編集規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字秋田看護大学及び日本赤十字秋田短期大学の「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要（Journal of the Japanese Red Cross Akita College of Nursing and the Japanese Red Cross Junior College of Akita）」（以下「紀要」という。）を編集発行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(編集委員会)

第2条 紀要の編集及び発行のために教授会紀要委員会に紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

- 2 編集委員会は、紀要の編集及び発行に責任を負う。
- 3 編集委員会は、紀要委員会委員で構成し、編集委員長は紀要委員長とする。
- 4 編集委員長は、編集委員会を主宰し、紀要の編集を統括する。委員は紀要の編集、発行及び配布の実務を担当する。

(査読)

第3条 編集委員会は、査読委員を選定し、論文等の査読を依頼する。

(投稿規程)

第4条 投稿に関し必要な事項は、編集委員会が別に紀要投稿規程に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。